

呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領

この要領は、呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）第13条及び呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、呉市立呉高等学校教科用図書の採択手続に関する必要な事項を定める。

なお、呉市教科用図書の採択に関する規程のうち第1条から第3条まで、第10条、第12条及び第14条については準用するものとする。

1 教育委員会の役割

- (1) 採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者及び地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択手続を確立する。
- (2) 選定委員会及び調査・研究委員会を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図るとともに、適切な指導・助言を行う。

2 選定委員会

- (1) 選定委員会は、次に定める委員をもって組織する。
 - ア 呉市立呉高等学校校長（以下「校長」という。）及び呉市立呉高等学校教頭（以下「教頭」という。）
 - イ 地域代表、学識経験者等
- (2) 校長を委員長、教頭を副委員長とする。
- (3) 呉市教育委員会が定めた採択基本方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書を調査する観点を示す。
- (4) 調査・研究委員会の報告を受け審議し、その結果について理由を付し、呉市教育委員会教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

- (1) 教科用図書について、充分かつ綿密に調査・研究を行い、その結果について、選定委員会に報告する。
- (2) 専門的な調査・研究を行うことから、調査員は教員とする。
- (3) 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

付 則

この要領は平成20年6月1日から実施する。

- 改正 平成25年4月1日
平成26年5月12日
平成28年5月9日
平成28年6月3日
平成29年5月16日